

平成十五年法律第七十七号

特定都市河川浸水被害対策法

目次

第一章 総則（第一条～第三条）
第二章 流域水害対策計画等（第四条～第七条）
第三章 特定都市河川流域における規制等（第八条～第十一条）
第四章 雨水貯留浸透施設整備計画の認定等（第十二条～第十九条）
第五章 貯留機能保全区域（第五十三条～第五十五条）
第六章 浸水被害防止区域（第五十六条～第五十九条）
第七章 総則（第六十条～第六十二条）
附則（第六十三条～第六十四条）

第一条 この法律は、都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は財産を保護するため、当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難なものうち、もつて公共の福祉の確保に資すること目的とする。（定義）

第二条 この法律において「特定都市河川」とは、都市部を流れる河川（河川法（昭和三十九年法律第六百六十七号）第三条第一項に規定する

河川をいう。以下同じ。）であつて、その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難なものうち、国土交通大臣又は都道府県知事が次条の規定により区間を限つて指定するものをいう。

第三条 この法律において「特定都市河川流域」とは、当該特定都市河川の流域（当該特定都市河川に係る区間が河口を含まない場合にあってはその区間の最も下流の地点から河口までの区間に係る流域を除き、当該特定都市河川の流域内において河川に雨水を放流する下水道（以下「特定都市下水道」という。）がある場合にあつてはその排水区域（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第七号に規定する排水区域をいう。以下同じ。）を含む。）として国土交通大臣又は都道府県知事が次条の規定により指定するものをいう。

この法律において「保全調整池」とは、防災調整池のうち、第四十四条第一項の規定により指定されるものをいう。

この法律において「宅地等」とは、宅地、池沼、水路、ため池、道路その他雨水が浸透しにくい土地として政令で定めるものをいう。（特定都市河川等の指定）

第三条 国土交通大臣は、一の水系に係る一又は二以上の一級河川につき、区間を限つてこれを特定都市河川として指定することができます。

前項の規定により指定する河川の区間は、一級河川の連続する区間でなければならない。この場合において、二以上の一級河川を併せて指定するときは、そのうちの一級河川の連続する区間が、他の一級河川の連続する区間と直接に接続していなければならぬ。

前二項の規定により国土交通大臣が特定都市河川を指定するときは、併せて、当該特定都市河川に係る特定都市河川流域を指定しなければならない。

第一項及び第二項の規定により指定しようとする区間のすべてが河川法第九条第二項に規定する指定区間にあるときは、第一項及び前項の規定にかかるわらず、その特定都市河川及び特定都市河川流域の指定は、都道府県知事が行うものとする。

前各項の規定は、特定都市河川又は特定都市河川の指定の変更又は解除について準用する。

4 この法律において「河川管理者」とは、河川法第七条に規定する河川管理者（同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の長が河川法第九条第二項に規定する指定区区内の一級河川（同法第六条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行なう場合には、当該都道府県知事又は当該指定都市の長）をいう。

5 この法律において「下水道管理者」とは、公共下水道管理者（下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。以下同じ。）、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。

6 この法律において「雨水貯留浸透施設」とは、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させることを目的とする。

7 第三項（第五項において準用する場合に限る。）及び前三項の規定により都道府県知事が協議し、その同意を得なければならない。

国土交通大臣は、第一項及び第三項の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

8 国土交通大臣は、第一項及び第三項の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長並びに当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者の意見を聽かなければならない。

9 都道府県知事は、第三項（第五項において準用する場合に限る。）及び第四項から第六項までの規定により特定都市河川及び特定都市河川流域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の長及び当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者の意見を聽かなければならない。

10 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項、第三項（第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により特定都市河川及び特定都市河川流域の指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、これを公示しなければならない。

11 前各項の規定は、特定都市河川又は特定都市河川の指定の変更又は解除について準用する。

12 第一節 流域水害対策計画の策定等（流域水害対策計画の策定）

第四条 前条の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、当該特定都市河川の河川管理者、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長並びに当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者（以下「河川管理者等」という。）は、共同して、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るための対策に関する計画（以下「流域水害対策計画」という。）を定めなければならない。

13 流域水害対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

14 計画期間

5 河川管理者等は、流域水害対策計画を定める場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、河川及び下水道に関する学識経験を有する者の意見を聴かなければならぬ。

6 河川管理者等は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、公聴会の開催等特定都市河川流域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

7 河川管理者等は、流域水害対策計画のうち第二項第五号及び第六号に掲げる事項については、当該特定都市下水道の下水道管理者及び当該下水道管理者の管理する下水道の排水区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県の知事が共同して作成する案に基づいて定めるものとする。ただし、当該排水区域の全部が一の市町村の区域内にある場合には、当該下水道管理者が作成する案に基づいて定めるものとする。

8 河川管理者等は、流域水害対策計画のうち第二項第七号に掲げる事項については、当該特定都市下水道の下水道管理者及び当該下水道管理者の管理する下水道の排水区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県の知事が共同して作成する案に基づいて定めるものとする。ただし、当該排水区域の全部が一の市町村の区域内において地方公共団体が行う雨水貯留浸透施設の整備に係るものに限る。)については、当該地方公共団体が作成する案に基づいて定めるものとする。

9 河川管理者等は、流域水害対策計画を定めたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

10 河川管理者等は、流域水害対策計画を定めたときは、定期的に、流域水害対策計画に基づく措置の実状況に関する評価を行い、流域水害対策計画に検討を加え、必要があると認めるとときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

11 河川管理者等は、流域水害対策計画を定めたときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

12 第四項から第十項までの規定は、流域水害対策計画の変更について準用する。

(流域水害対策計画の実施等)

第五条 河川管理者等は、流域水害対策計画を共同して作成した他の河川管理者等と連携を図りながら、当該流域水害対策計画に定められた浸水被害対策の基本方針に従い、雨水貯留浸透施設の整備、浸水被害対策に係る啓発その他の浸水被害対策の実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第六条

第三条第一項及び第三項の規定により特

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県流域水害対策協議会について準用する。この場合において、同項中「前二項」とあるのは、「一次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第八名

水害対策協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次第一項及び第二項並びに同条第三項において用する前項」と読み替えるものとする。

2 特定都市河川流域内において居住し、又は事業を営む者は、当該特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に自ら努めるとともに、河川管理者等がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。
(流域水害対策協議会)

第六条 第三条第一項及び第三項の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、河川管理者等は、共同して、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うため、流域水害対策協議会を組織するものとする。

2 流域水害対策協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 河川管理者等

二 当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者

三 当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県又は市町村に隣接する地方公共団体の長、学識経験者その他の河川管理者等が必要と認める者

4 流域水害対策協議会において協議が調つた事項については、流域水害対策協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

5 前三项に定めるもののほか、流域水害対策協議会の運営に関する必要な事項は、流域水害対策協議会が定める。

(都道府県流域水害対策協議会)

第七条 第三条第四項から第六項までの規定及び同条第五項において準用する同条第三項の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、河川管理者等は、共同して、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うため、都道府県流域水害対策協議会を組織することができる。

2 都道府県流域水害対策協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 河川管理者等

二 当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者

三 当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県又は市町村に隣接する地方公共団体の長、学識経験者その他河川管理者等が必要と認める者

第八名

水害対策協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次第一項及び第二項並びに同条第三項において用する前項」と読み替えるものとする。

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県流域水害対策協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第二節 流域水害対策計画に基づく措置
(河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備)

第八条 河川管理者は、流域水害対策計画に基づき、特定都市河川流域に、特定都市河川の洪水による浸水による被害の防止を図ることを目的とする雨水貯留浸透施設を設置し、又は管理することができる。

2 前項の規定により河川管理者が設置し、又は管理する雨水貯留浸透施設については、当該雨水貯留浸透施設を河川法第三条第二項に規定する河川管理施設と、当該雨水貯留浸透施設の敷地である区域の区域を同法第六条第一項に規定する河川区域と、当該雨水貯留浸透施設に関する工事を同法第八条に規定する河川工事とみなして、同法その他の政令で定める法令の規定を適用する。

第九条 河川管理者は、国土交通省令で定めるところにより、その管理する雨水貯留浸透施設の区域として政令で定めるものを公示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
(他の地方公共団体の負担金)

3 河川管理者は、国土交通省令で定めるところにより、その管理する雨水貯留浸透施設の区域に関するものを実施する地方公共団体は、当該事業により利益を受ける他の地方公共団体に対し、その利益を受けた限度において、当該事業に要する費用の全部又は一部を負担させることができるものとする。

2 地方公共団体は、前項の規定により当該利益を受ける他の地方公共団体に当該事業に要する費用の全部又は一部を負担させるときは、あらかじめ、当該利益を受ける他の地方公共団体に協議しなければならない。

(排水設備の技術上の基準に関する特例)

第十一条 公共下水道管理者は、特定都市河川流域において流域水害対策計画に基づき浸水被害の防止を図るために、下水道法第十条第一項に規定する排水設備（雨水を排除するためのものに限る）が、同条第三項の政令で定める技術上の基準を満たすのみでは十分でなく、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を備えることが必要であると認められるときは、

施設の施設所有者等又は予定施設所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

第二十五条 都道府県知事等は、認定事業者に対する報告の徴収

都道府県知事等は、認定事業者に対する報告の徴収し、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理の状況について報告を求めることができる。

(地位の承継)

第二十六条 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から認定計画に係る雨水貯留浸透施設の敷地である土地の所有権その他当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に必要な権原を取得した者は、都道府県知事等の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。(改善命令)

第二十七条 都道府県知事等は、認定事業者が認定計画に従つて認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理を行つていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。(計画の認定の取消し)

第二十八条 都道府県知事等は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第二十九条 流域水害対策計画(第四条第三項に規定する雨水貯留浸透施設の整備に関する事項が定められているものに限る。)に係る市町村が都市緑地法(昭和四八年法律第七十二号)第四条第一項に規定する基本計画を定めている場合における同法第十四条第九項第三号の規定の適用については、同号中「事項」とあるのは、「事項又は特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第四条第一項に規定する流域水害対策計画において定められた三項に規定する雨水貯留浸透施設の整備に関する事項」とする。

第三章 特定都市河川流域における規制等
第一節 雨水浸透害行為の許可
第三十条 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、次に掲げる行為(流域水害対策計画(雨水浸透害行為の許可))

第三十一条 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、次に掲げる行為(流域水害対策計画(雨水浸透害行為の許可等))

画に基づいて行わられる行為を除く。以下「雨水浸透害行為」という。)であつて雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるものとして政令で定める規模以上のものをする者は、あらかじめ、当該雨水浸透害行為をする土地の区域に等」という。の許可を受けなければならない。

ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

一 宅地等にするために行う土地の形質の変更

二 土地の舗装(コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うこと)をいい、前号に該当するものを除く。)

三 前二号に掲げるもののほか、土地からの流出雨水量(地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。以下同じ。)を増加させるおそれのある行為で政令で定めるもの

(申請の手続)

国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

一 雨水浸透害行為をする土地の区域(以下「行為区域」という。)の位置、区域及び規模

二 雨水浸透害行為に関する工事の計画

三 雨水貯留浸透施設の設置に関する工事その他の行為区域からの雨水浸透害行為による流出雨水量の増加を抑制するため自ら施行しようとする工事(以下「対策工事」という。)の計画

四 その他国土交通省令で定める事項

第二十九条 流域水害対策計画(第四条第三項に規定する雨水貯留浸透施設の整備に関する事項が定められているものに限る。)に係る市町村が都市緑地法(昭和四八年法律第七十二号)第四条第一項に規定する基本計画を定めている場合における同法第十四条第九項第三号の規定の適用については、同号中「事項」とあるのは、「事項又は特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第四条第一項に規定する流域水害対策計画において定められた三項に規定する雨水貯留浸透施設の整備に関する事項」とする。

第三章 特定都市河川流域における規制等
第一節 雨水浸透害行為の許可
第三十条 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、次に掲げる行為(流域水害対策計画(雨水浸透害行為の許可等))

第三十一条 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、次に掲げる行為(流域水害対策計画(雨水浸透害行為の許可等))

かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

(条例による技術的基準の強化)

第三十三条 行為区域に係る地方公共団体は、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的条件の特殊性を勘案し、前条の政令で定める技術的基準のみによつては特定都市河川流域における浸水被害の防止を図ることが困難であると認められる場合には、政令で定める基準に従つて条例により条例を定めるときは、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならぬ。

2 市町村(指定都市等を除く。)は、前項の規定により条例を定めるときは、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならぬ。

(許可の条件)

第三十四条 都道府県知事等は、第三十条の許可に、行為区域における雨水浸透害行為による流出雨水量の増加を抑制するために必要な条件を付与することができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

(許可の特例)

第三十五条 国又は地方公共団体が行う雨水浸透害行為については、国又は地方公共団体と当該雨水浸透害行為について第三十条の許可を行つて、都道府県知事等との協議が成立することをもつて当該許可を受けたものとみなす。

(許可又は不許可の通知)

第三十六条 都道府県知事等は、第三十条の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 前項の処分をするには、文書をもつて同項の申請をした者に通知しなければならない。

(変更の許可等)

第三十七条 第三十条の許可(この項の規定による許可を含む。以下同じ。)を受けた者は、第三十一条第一項各号に掲げる事項の変更をしよ

うとする場合においては、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするとき

は、この限りでない。

一 雨水貯留浸透施設の敷地である土地

二 建築物等に雨水貯留浸透施設が設置されていいる場合にあつては、当該建築物等又はその敷地である土地

の旨を都道府県知事等に届け出なければならない。4 第三十二条及び第三条の規定は、第一項の許可について準用する。

5 第一項の許可を受けた場合又は第三項の規定による届出をした場合における次条の規定の適用については、当該許可又は当該届出に係る変更後の内容を第三十条の許可の内容とみなす。

(工事完了の検査等)

第三十八条 第三十条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透害行為に関する工事を完了し、又は当該工事を廃止したときは、国土交

通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

2 都道府県知事等は、前項の規定による工事を完了した旨の届出があつたときは、遅滞なく、

当該工事が第三十二条の政令で定める技術的基準に適合すると認めたときは、遅滞なく、國

土交通省令で定める基準を参照して都道府県に適合しているかどうかについて検査しなければならない。

3 都道府県知事等は、雨水貯留浸透施設の設置を伴う第一項の工事について、前項の検査の結果当該工事が第三十二条の政令で定める技術的基準に適合すると認めたときは、遅滞なく、國

土交通省令で定める基準を参照して都道府県(当該雨水貯留浸透施設が指定都市等の区域内にある場合にあつては、当該指定都市等。第六項から第八項までにおいて同じ。)の条例で定めるところにより、次に掲げる土地又は建築物等(建築物その他の工作物をいう。以下同じ。)に、当該技術的基準に適合する雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識を設けなければならない。

4 前項各号に掲げる土地又は建築物等の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、同項の標識の設置を拒み、又は妨げはならない。

5 何人も、第三項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

6 都道府県は、第三項の規定による行為により損害を受けた者がある場合においては、その損

失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者が協議しなければならない。

前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第一項の規定による裁決を申請することができる。

（雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可）

第三十九条 前条第二項の検査の結果第三十二条の政令で定める技術的基準に適合すると認められた雨水貯留浸透施設について、次に掲げる行為をする者は、あらかじめ、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

一 雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋立て
二 雨水貯留浸透施設（建築物等に設置されているものを除く。）の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築等の改築又は除却（雨水貯留浸透施設に係る部分に関するものに限る。）

四 前三号に掲げるもののほか、雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下水に浸透させる機能を阻害するおそれのある行為で政令で定めるもの

前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定期日その他の国土交通省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

都道府県知事等は、第一項の許可の申請があつたときは、その申請に係る行為が雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下水に浸透させる機能の保全上支障がなく、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めたときは、その許可をしなければならない。

第四十条 第三十三条から第三十六条までの規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、第三十四条及び第三十六条第一項中「第三

十条」とあるのは「第三十九条第一項」と、第

三十四条中「行為区域における雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制する」とあるのは「雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を保全する」と、第三十五条中「行う雨水浸透阻害行為」とあるのは「行う第三十九条第一項各号に掲げる行為」と、「当該雨水浸透阻害行為」とあるのは「当該行為」と、「第三十条」とあるのは「同項」と、第三十六条第二項中「前項」とあるのは「同項」と、第三十九条第四項において準用する第三十六条第一項」と、「同項」とあるのは「第三十九条第一項の許可」と読み替えるものとする。

第三十三条第十一項の規定による特定都市河川流域の指定の変更又は解除により第一項の雨水貯留浸透施設が特定都市河川流域外に存することとなつた場合においては、当該雨水貯留浸透施設については、前条第三項から第八項まで及び前項の規定は、適用しない。

（雨水の流出の増加の抑制）

第四十一条 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、雨水浸透阻害行為であつて第三十条の政令で定める規模未満のものをしようとする者は、行為区域における当該雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。（監督処分）

（雨水の流出の増加の抑制）

第四十二条 特定都市河川流域内に政令で定める規模以上の防災調整池が存する都道府県（当該防災調整池が指定都市等の区域内にある場合にあつては、当該指定都市等）の長（以下この節において「都道府県知事等」という。）は、当該防災調整池の雨水を一時的に貯留する機能がある特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るために有用であると認めるときは、当該防災調整池を保全調整池として指定することができる。

（保全調整池の指定等）

第四十三条 都道府県知事等は、第三十条、第三十七条第一項、第三十八条第二項、第三十九条第一項又は前条第一項の規定による権限を行うために必要な限度において、第三十条の許可若しくは第三十九条第一項の許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置を命じることを命ずることができる。

（立入検査）

第四十四条 特定都市河川流域内に政令で定める規模以上の防災調整池が存する都道府県（当該防災調整池が保全調整池として指定するにあつては、当該保全調整池を公示するとともに、その旨を当該保全調整池の所有者に通知しなければならない。この場合において、都道府県知事等は、第一項の規定による指定によってその効力を生ずる。）は、

（立入検査）

第三十条又は第三十七条第一項の規定に違反して、雨水浸透阻害行為をした者

二 第三十九条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者

三 第三十条又は第三十七条第一項の許可に付した条件に違反した者

四 特定都市河川流域内における雨水浸透阻害行為（当該特定都市河川流域の指定の際該特定都市河川流域内において既に着手している行為を除く。）であつて、行為区域における流出雨水量の増加を抑制するために必要な

措置を第三十二条の政令で定める技術的基準に従つて講じないものに関する工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者

五 詐欺その他不正な手段により第三十条の許可又は第三十九条第一項の許可を受けた者に対する行為に係る雨水貯留浸透施設又は当該許可に係る行為の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該雨水貯留施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を保全するため受けた者に対し、当該許可に係る雨水貯留浸透施設又は当該許可に係る行為の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該雨水

貯留施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を保全するため受けた者に對し、当該許可に係る雨水貯留浸透施設又は当該許可に係る行為の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該雨水

貯留施設が有する雨水を一時的に貯留し、若しくは地下に浸透させる機能を保全するため必要な助言

2 都道府県知事等は、第三十九条第一項の許可を受けた者に對し、当該許可に係る雨水貯留浸透施設又は当該許可に係る行為の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該雨水

貯留施設が有する雨水を一時的に貯留し、若しくは地下に浸透させる機能を保全するため必要な助言若しくは勧告をすることができる。

（報告の徵収等）

第三十五条の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

（標識の設置等）

第四十五条 都道府県知事等は、保全調整池を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参考して都道府県（当該保全調整池が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該指定都市

該土地が有する河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を阻害するものとして国土交通省令で定めるものをしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定期として行う行為については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けたときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

3 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該貯留機能保全区域をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

4 都道府県知事等は、第一項の規定による届出があった場合において、当該貯留機能保全区域が有する都市浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

第五節 浸水被害防止区域

(浸水被害防止区域の指定等)

第五十六条 都道府県知事は、流域水害対策計画に定められた第四条第二項第十二号に掲げる浸水被害防止区域の指定の方針に基づき、かつ、当該流域水害対策計画に定められた都市浸水想定を踏まえ、特定都市河川流域のうち、洪水又は雨水出水が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為(都市計画法(昭和四十三年法律百号)第四条第十二項に規定する開発行為をいう。次条第一項において同じ。)及び一定の建築物(居室(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。)を有するものに限る。以下同じ。)の建築(同法第二条第十三号に規定する建築をいう。以下同じ。)又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、浸水被害防止区域として指定することができ

る。

2 前項の規定による指定は、当該指定の区域及び基準水位(第四条第二項第四号に規定する水深に係る水位であつて、次条第一項に規定する特定開発行為及び第六十六条に規定する特定建

築行為の制限の基準となるべきものをいう。以下同じ。)その他の国土交通省令で定める事項として国土交通省令で定める事項を都道府県知事等に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めの種類、場所、設計又は施工方法、着手予定期として行う行為については、この限りでない。

4 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該貯留機能保全区域をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

5 都道府県知事等は、第一項の規定による届出があった場合において、当該貯留機能保全区域が有する都市浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

第五節 浸水被害防止区域

(浸水被害防止区域の指定等)

第五十七条 都道府県知事は、流域水害対策計画に定められた第四条第二項第十二号に掲げる浸水被害防止区域の指定の方針に基づき、かつ、当該流域水害対策計画に定められた都市浸水想定を踏まえ、特定都市河川流域のうち、洪水又は雨水出水が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為(都市計画法(昭和四十三年法律百号)第四条第十二項に規定する開発行為をいう。次条第一項において同じ。)及び一定の建築物(居室(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。)を有するものに限る。以下同じ。)の建築(同法第二条第十三号に規定する建築をいう。以下同じ。)又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、浸水被害防止区域として指定することができ

る。

2 前項の規定による指定は、当該指定の区域及び基準水位(第四条第二項第四号に規定する水深に係る水位であつて、次条第一項に規定する特定開発行為及び第六十六条に規定する特定建

築行為の制限の基準となるべきものをいう。以

下同じ。)その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をす

るところにより、その旨を公告し、当該指定の

案を、当該指定をしようとする理由を記載した

書面を添えて、当該公告から二週間公衆の縦覧

に供しなければならない。

4 前項の規定による公告があつたときは、住民

及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日ま

で、縦覧に供された指定の案について、都道

府県知事に意見書を提出することができる。

5 都道府県知事は、第一項の規定による指定を

するときは、あらかじめ、前項の規定により提

出された意見書の写しを添えて、関係市町村長

の意見を聴かなければならぬ。

6 都道府県知事は、前項の規定による指定を

するときは、速やかに、国土交通省令で定めるよ

り、その旨及び当該指定の区域を公示しなけれ

ばならない。

7 都道府県知事は、前項の規定による公示をし

たときは、速やかに、国土交通省令で定めるよ

り、その旨及び当該指定の区域を公示しなけれ

ばならない。

8 第一項の規定による指定は、第六項の規定に

よる公示によつてその効力を生ずる。

9 関係市町村長は、第七項の図書を当該市町村

の事務所において、公衆の縦覧に供しなければ

ならない。

10 都道府県知事は、河道又は洪水調節ダムの整

備の実施その他の事由により、浸水被害防止区

域の全部又は一部について第一項の規定による

指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該

浸水被害防止区域の全部又は一部について当該

浸水被害防止区域を解除するものとする。

11 第二項から第九項までの規定は、第一項の規

定による指定の変更又は前項の規定による当該

指定の解除について準用する。

(特定開発行為の制限)

第五十七条 浸水被害防止区域内において、開発

行為のうち政令で定める土地の形質の変更を伴

うものであつて当該開発行為をする土地の区域

内において建築が予定されている建築物(以下

「予定建築物」という。)の用途が制限用途であ

るものの(以下「特定開発行為」という。)をす

る。

2 前項の規定による指定は、当該指定の区域及

び基準水位(第四条第二項第四号に規定する水

深に係る水位であつて、次条第一項に規定する特

定開発行為及び第六十六条に規定する特定建

築行為の制限をすべき土地の区域を、

浸水被害防止区域として指定することができ

る。

3 前項の規定による指定は、当該指定の区域及

び基準水位(第四条第二項第四号に規定する水

深に係る水位であつて、次条第一項に規定する特

定開発行為及び第六十六条に規定する特定建

築行為の制限をすべき土地の区域を、

浸水被害防止区域として指定することができ

る。

4 前項の規定による指定は、当該指定の区域及

び基準水位(第四条第二項第四号に規定する水

深に係る水位であつて、次条第一項に規定する特

定開発行為及び第六十六条に規定する特定建

築行為の制限をすべき土地の区域を、

浸水被害防止区域として指定することができ

る。

5 前項の規定による指定は、当該指定の区域及

び基準水位(第四条第二項第四号に規定する水

深に係る水位であつて、次条第一項に規定する特

定開発行為及び第六十六条に規定する特定建

築行為の制限をすべき土地の区域を、

浸水被害防止区域として指定することができ

る。

6 前項の規定による指定は、当該指定の区域及

び基準水位(第四条第二項第四号に規定する水

深に係る水位であつて、次条第一項に規定する特

定開発行為及び第六十六条に規定する特定建

築行為の制限をすべき土地の区域を、

浸水被害防止区域として指定することができ

る。

7 前項の規定による指定は、当該指定の区域及

び基準水位(第四条第二項第四号に規定する水

深に係る水位であつて、次条第一項に規定する特

定開発行為及び第六十六条に規定する特定建

築行為の制限をすべき土地の区域を、

浸水被害防止区域として指定することができ

る。

8 前項の規定による指定は、当該指定の区域及

び基準水位(第四条第二項第四号に規定する水

深に係る水位であつて、次条第一項に規定する特

定開発行為及び第六十六条に規定する特定建

築行為の制限をすべき土地の区域を、

浸水被害防止区域として指定することができ

る。

9 前項の規定による指定は、当該指定の区域及

び基準水位(第四条第二項第四号に規定する水

深に係る水位であつて、次条第一項に規定する特

定開発行為及び第六十六条に規定する特定建

築行為の制限をすべき土地の区域を、

浸水被害防止区域として指定することができ

る。

10 前項の規定による指定は、当該指定の区域及

び基準水位(第四条第二項第四号に規定する水

深に係る水位であつて、次条第一項に規定する特

定開発行為及び第六十六条に規定する特定建

築行為の制限をすべき土地の区域を、

浸水被害防止区域として指定することができ

る。

11 前項の規定による指定は、当該指定の区域及

び基準水位(第四条第二項第四号に規定する水

深に係る水位であつて、次条第一項に規定する特

定開発行為及び第六十六条に規定する特定建

築行為の制限をすべき土地の区域を、

浸水被害防止区域として指定することができ

る。

12 前項の規定による指定は、当該指定の区域及

び基準水位(第四条第二項第四号に規定する水

深に係る水位であつて、次条第一項に規定する特

定開発行為及び第六十六条に規定する特定建

築行為の制限をすべき土地の区域を、

浸水被害防止区域として指定することができ

る。

13 前項の規定による指定は、当該指定の区域及

び基準水位(第四条第二項第四号に規定する水

深に係る水位であつて、次条第一項に規定する特

定開発行為及び第六十六条に規定する特定建

築行為の制限をすべき土地の区域を、

浸水被害防止区域として指定することができ

る。

14 前項の規定による指定は、当該指定の区域及

び基準水位(第四条第二項第四号に規定する水

深に係る水位であつて、次条第一項に規定する特

定開発行為及び第六十六条に規定する特定建

築行為の制限をすべき土地の区域を、

浸水被害防止区域として指定することができ

る。

15 前項の規定による指定は、当該指定の区域及

び基準水位(第四条第二項第四号に規定する水

深に係る水位であつて、次条第一項に規定する特

定開発行為及び第六十六条に規定する特定建

築行為の制限をすべき土地の区域を、

浸水被害防止区域として指定することができ

る。

16 前項の規定による指定は、当該指定の区域及

び基準水位(第四条第二項第四号に規定する水

深に係る水位であつて、次条第一項に規定する特

定開発行為及び第六十六条に規定する特定建

築行為の制限をすべき土地の区域を、

浸水被害防止区域として指定することができ

る。

17 前項の規定による指定は、当該指定の区域及

び基準水位(第四条第二項第四号に規定する水

深に係る水位であつて、次条第一項に規定する特

定開発行為及び第六十六条に規定する特定建

築行為の制限をすべき土地の区域を、

浸水被害防止区域として指定することができ

る。

18 前項の規定による指定は、当該指定の区域及

び基準水位(第四条第二項第四号に規定する水

深に係る水位であつて、次条第一項に規定する特

定開発行為及び第六十六条に規定する特定建

築行為の制限をすべき土地の区域を、

浸水被害防止区域として指定することができ

る。

19 前項の規定による指定は、当該指定の区域及

び基準水位(第四条第二項第四号に規定する水

深に係る水位であつて、次条第一項に規定する特

定開発行為及び第六十六条に規定する特定建

築行為の制限をすべき土地の区域を、

浸水被害防止区域として指定することができ

る。

20 前項の規定による指定は、当該指定の区域及

び基準水位(第四条第二項第四号に規定する水

深に係る水位であつて、次条第一項に規定する特

定開発行為及び第六十六条に規定する特定建

築行為の制限をすべき土地の区域を、

浸水被害防止区域として指定することができ

る。

21 前項の規定による指定は、当該指定の区域及

び基準水位(第四条第二項第四号に規定する水

深に係る水位であつて、次条第一項に規定する特

定開発行為及び第六十六条に規定する特定建

築行為の制限をすべき土地の区域を、

浸水被害防止区域として指定することができ

る。

22 前項の規定による指定は、当該指定の区域及

び基準水位(第四条第二項第四号に規定する水

深に係る水位であつて、次条第一項に規定する特

定開発行為及び第六十六条に規定する特定建

築行為の制限をすべき土地の区域を、

浸水被害防止区域として指定することができ

る。

23 前項の規定による指定は、当該指定の区域及

び基準水位(第四条第二項第四号に規定する水

深に係る水位であつて、次条第一項に規定する特

定開発行為及び第六十六条に規定する特定建

				なく、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。
4	前二条の規定は、第一項の許可について準用する。			第一項の許可を受けた場合又は第三項の規定による届出をした場合における次条から第六十五条までの規定の適用については、当該許可又は当該届出に係る変更後の内容を第五十七条第一項の許可の内容とみなす。
5	（工事完了の検査等）			（工事完了の検査等）
第六十三条	第五十七条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定開発行為に関する工事の全てを完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。			第五十七条第一項の許可を受けた場合又は第三項の規定による届出をした場合における次条から第六十五条までの規定の適用については、当該許可又は当該届出に係る変更後の内容を第五十七条第一項の許可の内容とみなす。
第六十四条	（特定建築行為の制限）			（特定建築行為の制限）
第六十五条	第五十七条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定開発行為に関する工事を廃止したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。			第五十七条第一項の許可を受けた場合は、当該許可に係る特定開発行為に関する工事を廃止した場合は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。
第六十六条	浸水被害防止区域内において、住宅の用途に供する建築物又は同項第二号若しくは第三号に掲げる用途の建築物とすることを含む。以下「特定建築行為」という。）をする者は、あらかじめ、当該特定建築行為をする土地の区域に係る都道府県（当該土地の区域が指定都市等の区域にある場合にあっては、当該指定都市等）の長（第六十八条から第七十一条までにおいて「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならぬ。			（特定建築行為）
第六十七条	第五十七条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定開発行為に関する工事の全てを完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。			（特定建築行為）

				築（既存の建築物の用途を変更して住宅の用途に供する建築物又は同項第二号若しくは第三号に掲げる用途の建築物とする）ことを含む。以下「特定建築行為」という。）をする者は、あらかじめ、当該特定建築行為をする土地の区域に係る都道府県（当該土地の区域が指定都市等の区域にある場合にあっては、当該指定都市等）の長（第六十八条から第七十一条までにおいて「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならぬ。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。
第六十三条	第五十七条第一項の規定により公告されたその地盤面の高さが基準水位以上である土地の区域において行う特定建築行為			一 第六十三条第三項の規定により公告されたその地盤面の高さが基準水位以上である土地の区域において行う特定建築行為
第六十四条	（申請の手続）			二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為
第六十五条	三 当該浸水被害防止区域内において既に着手している被害防止区域内において既に着手している行為			三 当該浸水被害防止区域の指定の際当該浸水被害防止区域内において既に着手している行為
第六十六条	（申請の手續）			四 行為その他の政令で定める行為

				（許可の基準）
第六十八条	都道府県知事等は、住宅の用途に供する建築物又は第五十七条第二項第二号に掲げる用途の建築物について第六十六条の許可の申請があつたときは、当該建築物が次に掲げる基準に適合するものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。			都道府県知事等は、第五十七条第二項第二号に掲げる用途の建築物について第六十六条の許可の申請があつたときは、当該建築物が次に掲げる基準に適合するものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。
第六十九条	（許可証の交付又は不許可の通知）			（許可証の交付又は不許可の通知）
第七十条	都道府県知事等は、第六十六条の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。			都道府県知事等は、第六十六条の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしたときは許可証を交付し、前項の許可の処分をしたときは文書をもつて同項の不許可の処分をしたときは文書をもつて通知しなければならない。
第七十一条	（許可の処分）			（許可の処分）

				道府県知事等との協議が成立することをもつて当該許可を受けたものとみなす。
第六十八条	都道府県知事等は、住宅の用途に供する建築物又は第五十七条第二項第二号に掲げる用途の建築物について第六十六条の許可の申請があつたときは、当該建築物が次に掲げる基準に適合するものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。			（許可証の交付又は不許可の通知）
第六十九条	（許可の特例）			（許可の特例）
第七十条	都道府県知事等は、第六十六条の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしたときは許可証を交付し、前項の許可の処分をしたときは文書をもつて同項の不許可の処分をしたときは文書をもつて通知しなければならない。			（許可の特例）
第七十一条	（許可の特例）			（許可の特例）

(許可の条件)

第七十二条 特定開発行為又は特定建築行為をする土地の区域内に係る都道府県（当該土地の区域が指定都市等の区域内にある場合は、以下この条から第七十五条までにおいて「都道府県知事等」という。）は、第五十七条第一項の許可又は第六十六条の許可には、特定開発行為に係る土地又は特定建築行為に係る建築物における洪水又は雨水出水による人的災害を防止するため必要な条件を付すことができる。（監督処分）

第七十三条 都道府県知事等は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、特定開発行為に係る土地又は特定建築行為に係る建築物における洪水又は雨水出水による人的災害を防止するため必要な限度において、第五十七条第一項の許可又は第六十六条の許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事を他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。

一 第五十七条第一項又は第六十二条第一項の規定に違反して、特定開発行為をした者

二 第六十六条又は第七十二条第一項の規定に違反して、特定建築行為をした者

三 第五十七条第一項の許可又は第六十六条の許可に付した条件に違反した者

四 浸水被害防止区域で行われる又は行われた特定開発行為（当該浸水被害防止区域の指定の際、当該浸水被害防止区域内において既に着手している行為を除く。）であつて、特定開発区域内の土地の安全上必要な措置を第五十九条の国土交通省令で定める技術的基準に従つて講じていないものに関する工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで、自らその工事をしている者若しくはした者

五 浸水被害防止区域で行われる又は行われた特定建築行為（当該浸水被害防止区域内において既に着手している行為を除く。）であつて、第六十条第一項各号に掲げる基準又は同条第二項各号に掲げる基準に従つて行われていないものに関する工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者

六 偽りその他不正な手段により第五十七条第一項の許可又は第六十六条の許可を受けた者は、第六十六条の許可を受けた者

（報告の徴収等）

第七十五条 都道府県知事等は、第五十七条第一項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る土

地若しくは当該許可に係る特定開発行為に関する工事の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該土地における洪水若しくは雨水出水による人的災害を防止するために必要な措置を命ぜべき者（以下この項において「義務者」という。）を確知することができないときは、都道府県知事等は、当該義務者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項において「措置実施者」という。）に当該措置を行わせることができる。この場合においては、都道府県知事等は、その定めた期限内に義務者において当該措置を行なうべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは都道府県知事等又は措置実施者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

かじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

第七十四条 都道府県知事等は、第五十七条第一項、第六十二条第一項、第六十三条第二項、第六十四条、第六十六条、第七十二条第一項又は前項第一項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地若しくは建築物に立ち入り、当該土地若しくは建築物又は当該土地若しくは建築物において行われる特定開発行為若しくは特定建築行為に関する工事の状況を検査させることができる。

第七十六条 都道府県知事は、洪水又は雨水出水が発生した場合に浸水被害防止区域内に存する建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認めるときは、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、当該建築物の移転その他の洪水又は雨水出水による人の災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告することができる。

かじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

地に立ち入ってはならない。

第七十七条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四項の規定による特定都市河川流域の指定又は第四十四条第一項の規定による保全調整池の指定に関する測量又は調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他の人の土地を作業場として一時使用することができる。

第七十八条 河川管理者及び下水道管理者は、第五十三条第一項の規定により貯留機能保全区域の指定をしようとする同項の都道府県知事等及び第五十六条第一項の規定により浸水被害防止区域の指定をしようとする都道府県知事に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとす。

かじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

第七十九条 国は、流域水害対策計画に基づく事業であつて第四条第二項第八号に掲げる事項（雨水貯留浸透施設の整備に係るものに限る。）に関するものを実施する地方公共団体に対し、政令で定めるところに

2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がないとて当該措置を命ぜべき者（以下この項において「義務者」という。）を確知することができないときは、都道府県知事等は、当該義務者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項において「措置実施者」という。）に当該措置を行わせることができる。この場合においては、都道府県知事等は、その定めた期限内に義務者において当該措置を行なうべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは都道府県知事等又は措置実施者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

かじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

第七十四条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

かじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

第七十九条第二項の規定により特別の用途のない他の土地を作業場として一時使用する者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見を聽かなければならぬ。

かじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

第七十七条 都道府県知事は、前項の規定による損失を受けた者に支払われなければならない。

かじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

第七十八条 河川管理者及び下水道管理者は、第五十三条第一項の規定により貯留機能保全区域の指定をしようとする同項の都道府県知事等及び第五十六条第一項の規定により浸水被害防止区域の指定をしようとする都道府県知事に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとす。

かじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

第七十九条 国は、流域水害対策計画に基づく事業であつて第四条第二項第八号に掲げる事項（雨水貯留浸透施設の整備に係るものに限る。）に関するものを実施する地方公共団体に対し、政令で定めるところに

かじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

第七十七条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四項の規定による特定都市河川流域の指定又は第四十四条第一項の規定による保全調整池の指定に関する測量又は調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他の人の土地を作業場として一時使用することができる。

かじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

第七十八条 河川管理者及び下水道管理者は、第五十三条第一項の規定により貯留機能保全区域の指定をしようとする同項の都道府県知事等及び第五十六条第一項の規定により浸水被害防止区域の指定をしようとする都道府県知事に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとす。

かじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

第七十九条 国は、流域水害対策計画に基づく事業であつて第四条第二項第八号に掲げる事項（雨水貯留浸透施設の整備に係るものに限る。）に関するものを実施する地方公共団体に対し、政令で定めるところに

かじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

(都市計画法第六条の一、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く)、第一百二十二条(都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第一百三十九条の三、第一百四十一条の二及び第一百四十二条の改正規定を除く)、第一百二十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第十九条の改正規定を除く)、第一百二十八条(都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く)、第一百三十一条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四条及び第一百九条の二の改正規定に限る)、第一百四十五条、第一百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く)、第一百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第一百九十二条(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十二条から第二百四十二条までの改正規定に限る)、第一百四十五条、第一百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く)、第一百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定を除く)、第一百五十七条、第一百五十八条(都市再生特別措置法第五十二条第四項の改正規定に限る)、第一百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定を除く)、第一百五十七条、第一百五十八条(景観法第五十七条の改正規定に限る)、第一百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定(第二項第二号イ)を「第一項第一号イ」に改める部分を除く)、並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る)、第一百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十一条第二項及び第五十六条の改正規定に限る)、第一百六十五条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る)、第一百六

(地域における多様な主体の連携による生物多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十一年法律第七十二号)第四条第八項の改正規定に限る。)、第一百九条第一百二十二条の二並びに第一百一十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日
(特定都市河川浸水被害対策法の一部改正に伴う経過措置)

第六十九条 第一百五十七条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の特定都市河川浸水被害対策法第十七条第三項又は第二十四条第一項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、同法第十七条第三項又は第二十四条第一項の国土交通省令で定める基準は、それぞれ同法第十七条第三項又は第二十四条第一項の条例で定める基準とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条においては、)の規定によつては、

第六十九条 第百五十七条の規定の施行の日か

(地域における多様な主体の連携による生物多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号)第四条第八項の改正規定に限る。)、第一百十九条第一百二十一条の二並びに第二百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日
(特定都市河川浸水被害対策法の一部改正に伴う経過措置)

九条、第一百七十七条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。）、第一百七十四条、第一百七十八条、第一百八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の二の改正規定に限る。）及び第一百八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五至第十九条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項までの、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四十七条から第四十九条まで、第五十条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条までの、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二条、第一百五十二条

二 目次の改正規定（／第二節 中核市に関する特例／する特例／第三節 特例市に関する特例／を「第二節 中核市に関する特例」に改める部分に限る。）、第二百五十二条の二十二第一項の改正規定、第二編第十二章第三節を削る改正規定、第二百六十条の三十八を第二百六十条の四十とする改正規定及び第二百六十条の三十七の次に二条を加える改正規定並びに次条、附則第三条、第三十三条、第三十四条、第四十条、第四十一条、第四十五条から第四十八条まで、第五十一条、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十三条、第六十四条、第六十八条、第六十九条及び第七十七条から第七十五条までの規定 平成二十七年四月一日（特定都市河川浸水被害対策法の一部改正に伴う経過措置）

第六十九条 施行時特例市に対する前条の規定による改正後の特定都市河川浸水被害対策法第九条の規定の適用については、同条中「又は地方自治法」とあるのは、「地方自治法」と、「中

第六十九条 拖

二 目次の改正規定（「第二節 中核市に関する特例」／「第三節 特例市に関する特例」／「第二節 中核市に関する特例」に改める部分に限る。）、第二百五十二条の二十二第一項の改正規定、第二編第十二章第三節を削る改正規定、第二百六十条の三十八を第二百六十条の四十とする改正規定及び第二百六十条の三十七の次に二条を加える改正規定並びに次条、附則第三条、第三十三条、第三十四条、第四十条、第四十一条、第四十五条から第四十八条まで、第五十一条、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十三条、第六十四条、第六十八条、第六十九条及び第七十一条から第七十五条までの規定 平成二十七年四月一日
特定都市河川浸水被害対策法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一
附則第六条、第八条、第九条及び第十三条
の規定 公布の日
附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四
二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(施行期日)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧特定都市河川法第三十二条第二項の規定により指定されている都市浸水想定区域については、当該指定に係る特定都市河川流域について新水防法第十四条の二第一項（第三号に係る部分に限る。）又は第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定により雨水出水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して

(検討)

2 この法律の施行の際現に旧特定都市河川法第三十二条第二項の規定により指定されている都市浸水想定区域については、当該指定に係る特定都市河川流域について新水防法第十四条の二第一項（第三号に係る部分に限る。）又は第二项（第三号に係る部分に限る。）の規定により雨水出水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、なお従前の例による。
（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第二条 この法律の施行の際に第一条の規定による改正前の特定都市河川浸水被害対策法(次項において「旧特定都市河川法」という。)第三十二条第一項の規定により指定されている都市洪水想定区域については、当該指定に係る特定都市河川について第三条の規定による改正後の水防法(次項において「新水防法」という。)第十四条第一項(第二号に係る部分に限る。)又は第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、なお前述の例による。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日
(特定都市河川浸水被害対策法の一部改正に伴う経過措置)

附則（令和三年五月一〇日法律第三一
抄）

「核市」とあるのは、「中核市又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年六月一六日法律第五八号）抄

（施行期日）

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 及び二 略
 - 三 第七条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで及び第二十一条から第二十三条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日